

エネルギー消費性能適合性判定（法第12条）に係る申請手数料

適用区分			手数料	
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	モデル建物法	工場以外	300～1,000㎡未満	101,000
			1,000～2,000㎡未満	133,000
			2,000～5,000㎡未満	215,000
			5,000～10,000㎡未満	281,000
			10,000～25,000㎡未満	338,000
			25,000㎡以上	397,000
		工場	300～1,000㎡未満	24,000
			1,000～2,000㎡未満	34,000
			2,000～5,000㎡未満	86,000
			5,000～10,000㎡未満	130,000
			10,000～25,000㎡未満	162,000
			25,000㎡以上	201,000
	標準入力法・主要室入力法・建築シミュレーション	工場以外	300～1,000㎡未満	260,000
			1,000～2,000㎡未満	336,000
			2,000～5,000㎡未満	480,000
			5,000～10,000㎡未満	591,000
			10,000～25,000㎡未満	699,000
			25,000㎡以上	797,000
工場		300～1,000㎡未満	28,000	
		1,000～2,000㎡未満	39,000	
		2,000～5,000㎡未満	92,000	
		5,000～10,000㎡未満	137,000	
		10,000～25,000㎡未満	170,000	
		25,000㎡以上	210,000	
建築物エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定手数料	モデル建物法	工場以外	300～1,000㎡未満	50,000
			1,000～2,000㎡未満	66,000
			2,000～5,000㎡未満	107,000
			5,000～10,000㎡未満	140,000
			10,000～25,000㎡未満	169,000
			25,000㎡以上	198,000
		工場	300～1,000㎡未満	12,000
			1,000～2,000㎡未満	17,000
			2,000～5,000㎡未満	43,000
			5,000～10,000㎡未満	65,000
			10,000～25,000㎡未満	81,000
			25,000㎡以上	100,000
	標準入力法・主要室入力法・建築シミュレーション	工場以外	300～1,000㎡未満	130,000
			1,000～2,000㎡未満	168,000
			2,000～5,000㎡未満	240,000
			5,000～10,000㎡未満	295,000
			10,000～25,000㎡未満	349,000
			25,000㎡以上	398,000
工場		300～1,000㎡未満	14,000	
		1,000～2,000㎡未満	19,000	
		2,000～5,000㎡未満	46,000	
		5,000～10,000㎡未満	68,000	
		10,000～25,000㎡未満	85,000	
		25,000㎡以上	105,000	

適用区分			手数料	
軽微変更該当証明手数料	モデル建物法	工場以外	300～1,000㎡未満	50,000
			1,000～2,000㎡未満	66,000
			2,000～5,000㎡未満	107,000
			5,000～10,000㎡未満	140,000
			10,000～25,000㎡未満	169,000
			25,000㎡以上	198,000
		工場	300～1,000㎡未満	12,000
			1,000～2,000㎡未満	17,000
			2,000～5,000㎡未満	43,000
			5,000～10,000㎡未満	65,000
			10,000～25,000㎡未満	81,000
			25,000㎡以上	100,000
	シロモノ標準適合エネルギー法・主要シロモノ入力法・建築	工場以外	300～1,000㎡未満	130,000
			1,000～2,000㎡未満	168,000
			2,000～5,000㎡未満	240,000
			5,000～10,000㎡未満	295,000
			10,000～25,000㎡未満	349,000
			25,000㎡以上	398,000
		工場	300～1,000㎡未満	14,000
			1,000～2,000㎡未満	19,000
			2,000～5,000㎡未満	46,000
			5,000～10,000㎡未満	68,000
			10,000～25,000㎡未満	85,000
			25,000㎡以上	105,000

○工場等とは

工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設その他これらに類するもの。

○増改築の場合

増築又は改築部分（非住宅部分に限る。）の合計床面積の区分に応じ、手数料を算定する。

○複合用途の場合

①工場等＋工場等以外（自動車車庫等を除く）の複合用途となる建築物

※自動車車庫：建築物省エネ法施行令第7条第1項第1号に規定する用途

工場等	工場等以外
-----	-------

A. 工場等以外の部分の面積を用いて、上記表の工場等以外の面積区分により算定。

B. 建築物全体の面積を用いて、上記表の工場等の面積区分により算定。

手数料の額はAとする。ただしAの額がBの額に満たない場合はBとする。

②工場等＋自動車車庫等の複合用途となる建築物

工場等	自動車車庫等
-----	--------

手数料の額は建築物全体の面積を用いて、上記表の工場等の面積区分により算定する。

③工場等＋自走車車庫等＋それ以外の用途の複合用途となる建築物

工場等	自動車車庫等	それ以外
-----	--------	------

A. それ以外（工場等及び自動車車庫等以外）の部分の面積を用いて、上記表の工場等以外の面積区分により算定。

B. 建築物全体の面積を用いて、上記表の工場等の面積区分により算定。

手数料の額はAとする。ただしAの額がBの額に満たない場合はBとする。